

令和7年第3回農業委員会総会会議録

令和7年第3回船橋市農業委員会総会を3月10日午後3時00分船橋市役所本庁舎分室3階会議室1に招集する。

出席委員（14人）

石山 幸男	齋藤 教子	金子 しのぶ	豊田 豊	長嶋 雄一	小川 晃	平野 恵昭
神山 茂樹	高橋 光一	藤家 雅子	藤平 尚志	穴倉 由紀雄	藤城 孝義	岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

中村 恵一	齋藤 英幸
-------	-------

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回農業委員会総会を開催いたします。
	事務局、傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず、議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 2番、齋藤教子委員と、4番、豊田豊委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。
局長	農地法第3条許可申請について、議案第1号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、穴倉審査班長の報告を求めます。

宍倉審査班長

それでは、今月 5 日、石山幸男委員、齋藤英幸推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書 2 ページ、地図 1 から 2 ページ、参考資料、農地所有適格法人の要件（4 つの要件）をご覧ください。

議案第 1 号の 1 につきまして、緑台に本社を置き、農地所有適格法人、いわゆる農地を所有できる法人にあたるための 4 つの要件、1、法人形態、2、事業内容、3、議決権、4、役員要件の全てを満たすと考えられる譲受人が当該農地を賃借し、農業経営の拡大を図るものです。

農業従事者は 3 名、従事日数は 5 5 0 日、農機具を一式保有しております。

以上、本議案につきましては、不許可の事由を規定した農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていることから、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

質問ですけれども、この面積を見ますと既に農業をされていると思うのですが、どういう作物を作っているんですか。

宍倉審査班長

今回のところもサツマイモを栽培しておりまして、それを原料として焼酎を醸造し、販売しているそうです。さらに面積を増やして事業を拡大したいということで、今回の案件になっています。

議長

齋藤委員。

齋藤委員

どのくらいの量のサツマイモを作って、どのくらいの量の焼酎を販売しているのでしょうか。

議長

事務局。

事務局

事務局です。

サツマイモ自体は 7 トン程作っていて、これを先に 1 0 トン、1 3 トンと広げていきたいという考えで、販路につきましては、最初、地元の業者や飲食店を考えていたんですが、今はインターネットによる一般販売にも力を入れていて、そちらを今後も伸ばしていくというお考えでございました。

議長

よろしいですか。

齋藤委員	はい。分かりました。
議長	ほかにご質問等ございますか。
	高橋委員。
高橋委員	譲受人ですが、もともと農業の仕事が本業ですか。それとも、別の事業をする会社からはじまって、このような事業を始めたということですか。
議長	事務局。
事務局	事務局です。譲受人は以前は不動産業をやっていたんですけども、今は農業を行う法人です。農地所有適格法人として2例目ですけれども、事業要件のなかで、主たる事業、過半が農業であるかどうかというところも審査基準になっております。当該法人は以前は農業の収入が少なかったんですけども、今はサツマイモの販売等で農業収益が増えてきたというところで、ここで審査させていただいている形になります。
石山委員	この農地所有適格法人の4つの要件は、審査をしてクリアしたと思っておりますけれども、譲受人は不動産業者との関係が深いと。将来的に分譲を視野に入れながらこの土地を借りるのではないかという質問を私が審査会でしました。確かにそのときに、譲受人は地主の人が農地を売ると言えば私たちは買います、そしてその後分譲しますと。しかし、地主の方がこの土地は売らないと言えば、私たちは買わない・分譲しないと答えました。でも、それなりのひもつきになるのではないかというような形でもお聞きしましたけれども、なるかならないかはそのときの状況次第で分からないけれども、我々としては、そういう因果関係は確かにあるんだろうと。だけれども、人手不足とか高齢化とか、農業を継続するのが難しいときに、こうした会社が農業経営をやっていただいて、そのことによって農地の捕捉ができれば、それは1つの役割としていいのではなかろうかというような判断を私なりにいたしましたつもりです。 法律的に4つの要件を挙げていますけれども、問題があるのであれば当然容認はできないんですけども、ここに示してあるように、要件としては満たしていると。それで、農地の捕捉にも貢献する。しかし、いずれ分譲住宅にするという可能性はあるけれども、船橋の農業にとってはマイナスばかりではないのではないかということで、事務局にも要件を満たしているのであれば、それは駄目だということは言えないなというような話をしたと思います。そのような判断で、今回、宍倉審査班長が妥当という結論を出したん

議長

だろうと思っております。

ほかに、ご意見、ご質問等ございませんか。

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第4条許可申請について、議案第2号の1を上程いたします。

議長

本議案につきまして、宍倉審査班長の報告を求めます。

宍倉審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図3から5ページをご覧ください。議案第2号の1につきましては、近隣で土木業を営む法人から要望を受けて、資材置場として整備し貸し出すものです。

申請地は田で、隣接地は田及び用悪水路となっており、整備にあたり周囲には安全鋼板を施工し、また、雨水は自然浸透することから、隣接地への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済です。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が、集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、本議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

局長
議長
小川審査班長

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第3号の1から3を上程いたします。

本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

それでは、今月5日、金子しのぶ委員、中村恵一推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書4ページ、地図6から8ページをご覧ください。

議案第3号の1につきまして、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地2棟として転用するものです。

申請地は畑、隣接地は畑、公衆用道路及び宅地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水については雨水抑制施設を、汚水・雑排水については浄化槽にて処理後、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地に沿う道路に水道管、下水道管、ガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に教育施設である船橋市立古和釜中学校と千葉県立古和釜高等学校があることから、第3種農地と判断します。

引き続き、議案書4ページ、地図9から11ページをご覧ください。

議案第3号の2から3につきましては、関連議案でありますので、一括説明します。

議案第3号の2から3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地4棟として転用するものです。

申請地は畑、隣接地は畑、公衆用道路及び宅地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水については雨水浸透貯留槽、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

申請地は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地区分については、申請地に沿う道路に水道管、下水道管、ガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に教育施設である船橋市立古和釜中学校と千葉県立古和釜高等学校があることから、第3種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の4から5を上程いたします。

議長

本議案につきまして、宍倉審査班長の報告を求めます。

宍倉審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書４ページ、地図１２から１４ページをご覧ください。

議案第３号の４につきましては、太陽光発電事業を営む譲受人が申請地を取得し、太陽光発電施設として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は田、用悪水路及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲にはフェンスを施工し、また、雨水については自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね１０ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第２種農地と判断します。

続きまして、議案書４ページ、地図１５から１７ページをご覧ください。

議案第３号の５につきましては、市内で管工事業を営む譲受人が既存施設に隣接する申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、公衆用道路、雑種地及び宅地となっており、整備にあたり周囲には鋼板を施工し、また、雨水は碎石敷きによる自然浸透することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みです。

資力については、必要となる金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね１０ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第２種農地と判断します。

以上、２議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

議長

異議なしの声がありました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第3号の6から7を上程いたします。

議長

本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

小川審査班長

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書5ページ、地図18から20ページをご覧ください。

議案第3号の6につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地12棟として転用するものです。

申請地は畑、隣接地は畑、公衆用道路、雑種地及び宅地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水抑制施設、汚水・雑排水は浄化槽にて処理後、雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われれます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地に沿う道路に水道管、ガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に教育施設である千葉県立船橋二和高等学校と社会福祉施設である船橋市身体障害者福祉作業所太陽があることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書5ページ、地図21から23ページをご覧ください。

議案第3号の7につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、

特定建築条件付売買予定地 5 棟として転用するものです。

申請地は畑、隣接地は畑、公衆用道路、雑種地及び宅地となっており、整備にあたり周囲にはブロックを施工し、また、雨水は雨水貯留槽、汚水・雑排水については浄化槽にて処理後、排水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が馬込沢駅を中心とした半径 5 0 0 メートル以内及び半径 1 キロメートル以内の宅地化率が 4 0 パーセントを超える区域となるため、第 2 種農地と判断します。

以上、2 議案につきましては、許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 特定農地貸付けの承認申請について、議案第 4 号の 1 を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、平野委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。

平野委員退室

議長

小川審査班長

それでは、本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図24から26ページをご覧ください。

議案第4号の1につきましては、特定農地貸付けの承認申請についてでございます。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づき、承認申請が提出されたもので、目的は市民農園の開設です。

申請地は、大穴南5丁目の畑1筆、面積は3,481平方メートルです。市街化調整区域内にある農地であります。

総区画数は61区画、各区画は36平方メートルから49平方メートルとなっております。

本申請に先立ち、令和7年2月18日付で船橋市と農地所有者である開設者との間で、法律に規定されている貸付協定が締結され、本申請に写しが添付されております。

貸付協定において、開設者が農地を適切に利用していないと認められる場合には、協定を廃止する旨などがうたわれております。

また、申請書に添付された農地所有者と利用者の間で取り交わす特定農地貸付規程にて、10アール未満の農地の貸付けで、広く利用者を対象としていること、営利を目的としない農作物の栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと等が確認できました。

これらは、特定農地貸付けに係る基準を満たすものと認められます。

以上、本議案につきましては、承認相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ご質問がないようですので、採決いたします。

本議案につきまして、特定農地貸付けの承認をすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、承認することに決しました。

平野委員、入室をお願いします。

議長
事務局
議長
宍倉審査班長

局長。

特定農地貸付けの承認申請について、議案第4号の2から4を上程いたします。

本議案につきまして、宍倉審査班長の報告を求めます。

それでは、引き続き、審査班としての所見を申し上げます。

議案書6ページ、地図27から29ページをご覧ください。

議案第4号の2につきましては、特定農地貸付けの承認申請についてでございます。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づき、承認申請が提出されたもので、目的は市民農園の開設です。

申請地は、三山3丁目の畑2筆の一部で、面積は5,172平方メートルのうち2,426平方メートルで、市街化区域内の農地であります。

総区画数は100区画で、1区画15平方メートルとなっております。

本申請に先立ち、令和7年2月18日付で船橋市と農地所有者である開設者との間で、法律に規定されている貸付協定が締結され、本申請に写しが添付されております。

貸付協定において、開設者が農地を適切に利用していないと認められる場合には、協定を廃止する旨がうたわれております。

また、申請書に添付された農地所有者と利用者の間で取り交わす特定農地貸付規程にて、10アール未満の農地の貸付けで、広く利用者を対象としていること、営利を目的としない農作物の栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと等が確認できました。

これらは、特定農地貸付けに係る基準を満たすものと認められます。

続きまして、議案書6ページ、地図30から32ページをご覧ください。

議案第4号の3につきましては、特定農地貸付けの承認申請についてでございます。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づき、承認申請が提出されたもので、目的は市民

農園の開設です。

申請地は、夏見町2丁目の畑1筆で、面積は2,065平方メートルで、市街化調整区域内の農地であります。

総区画数は72区画で、各区画は23平方メートルから35平方メートルとなっております。

本申請に先立ち、令和7年2月18日付で船橋市と農地所有者である開設者との間で、法律に規定されている貸付協定が締結され、本申請に写しが添付されております。

貸付協定において、開設者が農地を適切に利用していないと認められる場合には、協定を廃止する旨などがうたわれております。

また、申請書に添付された農地所有者と利用者の中で取り交わす特定農地貸付規程にて、10アール未満の農地の貸付けで、広く利用者を対象としていること、営利を目的としない農作物の栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと等が確認できました。

これらは、特定農地貸付けに係る基準を満たすものと認められます。

続きまして、議案書7ページ、地図33から35ページをご覧ください。

議案第4号の4につきましては、特定農地貸付けの承認申請についてでございます。

本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づき、承認申請が提出されたもので、目的は市民農園の開設です。

申請地は、夏見台4丁目の畑2筆で、面積は1,486平方メートルで、市街化調整区域内の農地であります。

総区画数は53区画で、各区画は20平方メートルから29.4平方メートルとなっております。

本申請に先立ち、令和7年2月12日付で船橋市と農地所有者である開設者との間で、法律に規定されている貸付協定が締結され、本申請に写しが添付されております。

貸付協定において、開設者が農地を適切に利用していないと認められる場合には、協定を廃止する旨がうたわれております。

また、申請書に添付された農地所有者と利用者の中で取り交わす特定農地貸付規程にて、10アール未満の農地の貸付けで、広く利用者を対象としていること、営利を目的としない農作物の栽培であること、貸付期間が5年を超えないこと等が確認できました。

これらは、特定農地貸付けに係る基準を満たすものと認められます。

議長	以上、3議案につきましては、承認相当と思われます。 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご意見等ございませんでしょうか。 高橋委員。
高橋委員	承認するのですが、三山の農園だけが料金が異様に高いですね。
宍倉審査班長	はい。
高橋委員	ここはもともと調整区域ではなく市街化区域で、場所が三山だからということですか。
宍倉審査班長	いえ、これは、農地の開設の仕方の差でありまして、三山のところは開設者が事業者にお問い合わせをして運営していきます。 他の2つは船橋市のあっせんのような形式ですので、比較的低料金です。金額は相当な差がありますが、これは誰が主体でやるかによってそれだけの差が出るようです。
高橋委員	こんなにいっぱい市民農園が増えて、みんな船橋市なんだけれども、ここだけ異様に高いなと思って。
宍倉審査班長	そうですね。サービスも内容が多少違うようです。
高橋委員	分かりました。
議長	よろしいですか。
高橋委員	はい。
議長	ほかにご質問等ございませんでしょうか。なければ、採決いたします。 本議案につきまして、特定農地貸付けの承認をすることに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって承認することに決しました。 局長。
局長	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第5号の1を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第5号の1は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は8ページです。

1につきましては、中野木に在住の農業従事者が、農業に従事することを不可能にさせる故障が生じたことにより、耕作農地12筆、計10,465.86平方メートルのうち、生産緑地である11筆、計9,776.86平方メートルのうち、中野木2丁目の畑3筆、計3,609平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって認定することに決しました。

局長。

局長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第5号の2を上程いたします。

議長 本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、平野委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。

_____ 平野委員退室 _____

議長 それでは、本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号の2は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は8ページです。

2につきましては、西船に在住の農業従事者が、農業に従事することを不可能にさせる故障が生じたことにより、耕作農地14筆、計11,723.77平方メートルのうち、生産緑地である13筆、8,242.77平方メートルのうち、山野町の現況畑の田2筆、計1,546平方メートルについて、市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。

事務局による事情聴取、従事日数等の確認及び現地調査を行った結果、買取り申出事由の生じた者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって認定することに決しました。

平野委員、入室をお願いします。

_____ 平野委員入室 _____

議長

局長。

局長

令和6年度第10次農用地利用集積計画について、議案第6号の1から11を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局

議案第6号の1から11につきましては、令和6年度第10次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は9ページから13ページです。

農業経営基盤強化促進法附則第5条及び旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、小室町の田及び畑7筆、計3,209.4平方メートルに賃借権3年。

2は、金堀町の田8筆、計5,752平方メートルに賃借権3年。

3は、大穴南3丁目の畑2筆、計2,710平方メートルに使用貸借による権利3年。

4は、豊富町の畑2筆、計5,001平方メートルに賃借権3年。

5は、大穴北2丁目の畑3筆、計2,973平方メートルに賃借権3年。

6は、豊富町の畑1筆、1,709平方メートルに賃借権5年。

7は、古和釜町の畑及び現況農業用施設用地の畑10筆、計5,221.64平方メートルに賃借権6年。

8は、古和釜町の畑2筆、計2,776平方メートルに賃借権6年。

9は、馬込町の畑3筆、計1,700平方メートルに賃借権5年。

10は、旭町5丁目の畑1筆、959平方メートルに賃借権3年。

11は、馬込町の畑3筆、計1,750平方メートルに賃借権3年。

以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認、調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第10次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、議案第7号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、令和6年12月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。

農政小委員長の報告を求めます。

農政小委員長

本議案につきましては、令和6年12月より、農政小委員会及び推進委員連絡協議会で検討を行いました。そして、2月の総会終了後に開催した推進委員との合同会議において最終案を決定いたしました。

それでは、内容について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し案の内容についてご説明いたします。

配付資料の資料1をご覧ください。資料1として、指針の参考例をお配りしております。

令和4年12月に全国農業会議所より明示されました現時点での最新版の参考例となります。

農業委員会の法定業務が網羅されておりますので、他の市町村と同様、今回もこの参考例を活用しております。

続きまして、資料2をご覧ください。見直し前の指針と今回作成いただいた案との新旧対照表になっております。本日はこちらの資料に基づき、前回からの変更箇所について説明いたします。

基本的には、参考例を基に数値の更新等、必要箇所の修正を行いました。修正箇所は赤字で記載しております。

それでは、1ページから3ページの第1、基本的な考え方について説明いたします。

主な修正箇所は赤字のとおり、船橋市の実態をより考慮した内容に修正した点と、地域計画に関する記載を参考例のとおり記載いたしました。

続きまして、3ページからは、第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法についてでございます。

3ページから6ページは、1、遊休農地の発生防止・解消についてでございます。

4ページ、(1) 遊休農地の解消の目標の立て方、基本的な考え方については、前回より変更せず、基準年度における緑区分の遊休農地を目標年度である5年度に全て解消することを目標としており、元となる数値の更新のみ行っております。

具体的には、令和6年4月時点での遊休農地面積（B）、70.6ヘクタールのうち、約22ヘクタールが緑区分の遊休農地となるため、1年平均4.4ヘクタール、5年間で22ヘクタールを解消し、5年後の遊休農地面積（B）が48.6ヘクタールとなる目標となっております。

なお、注1及び注2、そして6ページ、具体的な推進方法の③、非農地判断については、参考例に倣い、削除及び表現の変更を行

いました。

続きまして、同じく6ページからは、2、担い手への農地利用の集積・集約化についてでございます。

7ページ、(1)担い手への農地利用集積目標の立て方、基本的な考え方については、前回より変更せず、千葉県策定の千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を根拠とし、最終的には令和14年度までに集積率60パーセントを目指すものとして設定しております。

記載のとおり、3年後の目標として478.5ヘクタール、5年後の目標として544.9ヘクタールを達成した場合、令和14年度までに集積率60パーセントとなる678ヘクタールを達成する見込みとなります。

また、9ページに記載のとおり、具体的な推進方法として、②「地域計画」の作成・見直しについてを参考例のとおり追加し、それに伴い、不要になった項目を削除いたしました。

その他、参考例に倣い、用語の微修正を行っております。

続きまして、11ページからは、3、新規参入の促進についてでございます。

11ページ、(1)新規参入の促進目標の目標の立て方、基本的な考え方については、前回より変更せず、実績をそのまま目標数値としております。

したがいまして、現状は、令和5年度新規参入者の実績となっており、目標はそのまま年数を乗じており、3年後は個人6人、法人3経営体、5年後は個人10人、法人5経営体となるよう目標を設定しております。

次に、注1、注2につきましては、表現を分かりやすくするため、変更及び削除を行っております。

次に、具体的な推進方法の③農業委員会のフォローアップ活動については、前回の指針では省略していたのですが、現状、既に行っている活動でありますので、参考例に倣い、新規に追加しております。

最後に、13ページからの「地域計画」の目標を達成するための役割についてですが、前回の指針では省略していたのですが、参考例のとおり追記しております。

事務局からの説明は以上です。

農政小委員長
議長

以上が農政小委員会で決定した案となりました。

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、採決いたします。

本議案につきまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を見直すことに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

局長。

局長
議長

令和7年度最適化活動の目標の設定等について、議案第8号を上程いたします。

本議案につきましても、令和6年12月総会において農政小委員会に付託した案件でございます。

農政小委員長の報告を求めます。

農政小委員長

本議案につきましても、令和6年12月より農政小委員会及び推進委員連絡協議会で検討を行いました。そして、2月の総会終了後に開催した推進委員との合同会議において、最終案を決定いたしました。

事務局

それでは、内容について事務局から説明をお願いします。

それでは、令和7年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。

配付資料の資料3をご覧ください。農政小委員会において決定していただいた案をお配りしております。

赤字で記載した箇所が令和6年度の目標から更新した箇所となります。黄色の塗り潰し箇所は、現時点で最新の数値が公表されておきませんので、判明次第、更新いたします。

まず、1ページ目は、I、農業委員会の状況（令和7年4月1日現在）でございます。

1、農業委員会の現在の体制については記載のとおりです。

2、農家・農地等の概要については、国の統計に基づいて記入しております。なお、認定農業者数等については、後日、4月1日時点での数値を農水産課に確認の上、記入いたします。

続きまして、2ページをご覧ください。

Ⅱ、最適化活動の目標になります。

まず、1、最適化活動の成果目標、(1) 農地の集積、①現状及び課題の現状についてですが、管内の農地面積(A)は、令和6年度耕地及び作付面積統計に基づき、1,120ヘクタール、これまでの集積面積(B)は、令和7年3月3日現在で、当市の農地台帳システムを集計し、397.7ヘクタール、集積率(B)／(A)は35.5パーセントとなります。

課題については、記載のとおり、農業従事者の減少や高齢化に伴う遊休農地の増加、高齢化や後継者不足に伴い、経営規模拡大を希望する担い手が減少、新規就農や新規参入等、新たな担い手の確保が困難、農地転用に伴う農地の減少、周辺農地の転用による営農環境の悪化、小規模な農地の分散、以上、昨年度同様の内容を記載しております。

続いて、②目標についてですが、国の通知に基づき、千葉県策定の「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を根拠とし、令和14年度までに集積率60パーセントを目指すものとしております。したがって、令和14年度までの目標集積面積は1,120ヘクタールの60パーセントである672ヘクタールとなり、これまでの集積面積である397.7ヘクタールとの差は、672.0ヘクタール引く397.7ヘクタールである274.3ヘクタールとなることから、令和14年度までの8年で按分すると、274.3ヘクタール割る8年は約34.3ヘクタールとなります。

したがって、この目標の中の今年度の新規集積面積は34.3ヘクタール、今年度末の集積面積(累計)(D)は、これまでの集積面積397.7ヘクタールに34.3ヘクタールを加えて432.0ヘクタール、今年度末の集積率(D)／(C)は432.0ヘクタール割る1,120ヘクタールの38.6パーセント、暫定ではありますが、以上が農地の集積に関する目標となります。

続きまして、(2) 遊休農地の解消について説明いたします。

① 現状及び課題の現状についてですが、令和6年度利用状況調査の結果を記載しております。

1号遊休農地の面積は70.3ヘクタール、うち緑区分の遊休農地は22ヘクタール、黄区分の遊休農地は48.3ヘクタールとなっております。なお、赤判定の再生利用の困難な農地について、非農地判断を検討しているところですが、未実施であることから、黄区分の遊休農地に含め※印で注釈を記載しております。

課題につきましては、農業者の高齢化や後継者不足等により、新たな遊休農地が発生している。担い手への集積等、遊休農地化の

防止と解消に向けて対策を進める必要がある。

以上、昨年の課題に加え、対策を記載しております。

続いて、②目標、ア、既存遊休農地の解消、a、緑区分の遊休農地の解消についてですが、国の通知に基づき、今年度ではなく、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から、令和8年度までに毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するものとされています。そのため、昨年度の目標と同じ数値、26ヘクタールと5ヘクタールを記載しております。

続きまして、b、黄区分の遊休農地の解消についてですが、こちらも国の通知に基づき、aと同様に今年度ではなく令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地を記載することとされていることから、昨年度の目標と同じ数値、43ヘクタールを記載しております。また、「黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針」ですが、国から示される予定である工程表のひな形が現時点においても示されていないことから、昨年度に引き続き、「国から工程表の記載例が示され次第、農水産課、千葉県、公益社団法人千葉県園芸協会等、関係機関と協議し、遊休農地解消に向けた工程表を策定する」と記載しております。

続きまして、イ、新規発生遊休農地の解消についてですが、令和6年度利用状況調査結果に基づき、遊休農地ではなかった農地から新たに緑区分の遊休農地となった農地の面積3.4ヘクタールを記載しております。

続きまして、(3)新規参入の促進について説明いたします。

①現状及び課題の現状についてですが、令和4年度から6年度までの実績に基づき、令和4年度新規参入者は3経営体、1.5ヘクタール、令和5年度新規参入者は3経営体、0.5ヘクタール、令和6年度新規参入者は、今日現在ですが、1経営体、0.2ヘクタールと記載しております。

課題につきましては、新規参入者の希望条件に合った農地を見つけることが困難、農業従事者の高齢化や後継者の不足により、地域の担い手が減少していることから、新規参入者の確保、育成の必要がある。

以上、昨年度同様の内容を記載しております。

続きまして、②、目標についてですが、令和3年度から令和5年度の「農地の権利移動、借賃等調査」の結果に基づいて記載して

おります。令和3年度は7ヘクタール、令和4年度は10ヘクタール、令和5年度は11ヘクタール、3年間の平均が9.3ヘクタールとなっております。過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を目標として設定するものとされていることから、目標面積を1.0ヘクタールと設定いたしました。

それでは、引き続き、2、最適化活動の活動目標について説明いたします。

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標について、1人当たりの活動日数は、国が示した標準的な活動日数である月10日、最適化活動を行う農業委員の人数は0人、農地利用最適化推進委員の人数は13人。

以上のとおりです。

なお、これは「推進委員との役割分担を明確にするため」や、「推進委員の主体性を尊重するため」であり、推進委員は現場活動等において必要な支援や協力を農業委員に求めるなど、十分に連携して活動を行うこととされております。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標についてですが、活動強化月間の設定回数は、国の通知により3回以上設定するものとされていることから3回、取組項目は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進をそれぞれ1回ずつ行うものとし、強化月間の内容は記載のとおりとなっております。

続きまして、(3) 新規参入相談会への参加目標についてですが、毎年11月頃、千葉県で新規就農希望者等を対象とした相談会が開催されており、そちらへの参加を目標として設定しております。

相談会では、オンラインにて新規就農希望者との相談を行う予定です。

新規参入相談会への参加回数は1回、開催時期は11月、相談会名は千葉県農林水産就業相談会、参加者数は1名、開催場所はまだ決まっていないので未定と記載しております。

今年度は千葉市のホテルプラザ菜の花で行われましたが、次年度についてはまだ決まっていないため、「未定」となっております。

相談会の内容は、オンラインによる新規就農希望者との相談、以上のとおり予定しております。

事務局からの説明は以上となります。

以上が農政小委員会で決定した案となります。

議長

報告は以上です。

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、原案どおり、令和7年度の最適化活動の目標を設定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よってそのように決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

事務局でございます。事務局より報告事項が8件ございます。

まず初めに、報告事項（1）、議案書は15ページになります。農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、3件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（2）、議案書は16ページから18ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、1月中に15件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）、議案書は19ページから23ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、1月中に24件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（3）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（4）、議案書は24ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、2件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（5）、議案書は25ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、2件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項（6）、議案書は26ページになります。農地の転用事実に関する照会について、4件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（７）、議案書は２７ページになります。軽微な農地改良の届出書の受理について、１件の届出書を受理いたしました。

最後に、報告事項（８）、議案書は２８ページになります。農地の埋立等工事完了届出書の受理について、１件の届出書を受理いたしました。

事務局からの報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後４時１６分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後４時２０分第３回農業委員会総会の閉会を宣言した。